

今号のテーマ

「労災事故」について！

建設業許可の法改正や従業員雇用にまつわる労務情報等をお届けして参ります。

さて今回は、貴社の従業員が業務中や通勤時に被災した場合の労災事故について、
事業主としてどのように対処していけば良いのか？

建設現場での事故責任の所在や交通事故等の相手方が絡んだ場合の対処等々。

貴社の従業員への安全配慮義務の大切さなど、基本に立ち返って考える機会として頂ければ幸いです。

建設現場での事故

先月、東京駅前の再開発ビルの建設現場で、重さ15トンの鉄骨が2メートル落下し、作業員5名が死傷するという重大な労災事故の報道がありました。関係者間で原因究明が急がれていることと思えます。

建設現場では、工事の規模により、工事に関係する業者が複数存在することがあります。そのような状況で事故が起きた場合には、責任の所在が複雑・曖昧になる恐れがあります。

下請会社で起こった労災事故

事業主（使用者）は、従業員（労働者）に対して労働契約上の義務として「**安全配慮義務**」を負っています（労働契約法5条）。

元請会社と下請会社の従業員の間には通常はこの安全配慮義務はありません。ただし、建設現場においては実質的な作業内容が元請会社の指揮監督の下に行われていたという場合、特別な“社会的接触関係”が認められ、元請会社に安全配慮義務が課せられることとなります。

また、元請会社は「**使用者責任**」も負っています。これは、自社の従業員が第三者に与えた損害を賠償する責任のことですが、元請会社が下請会社との関係で、下請会社が元請会社の指示の下に仕事を完成させているといえる場合、両者は指揮監督関係にあるといえ、使用者責任が生じます。

また、建設現場では事業が1次、2次、3次と数次の請負で行われていることが多く、災害補償に関しては「**元請人を使用者とみなす**」と法定されています（労働基準法第87条）。つまり、元請会社の労災保険から給付を受けることになるのです。

労災保険による給付の種類

まずは「**療養補償給付**」、いわゆる治療費を受けることとなります。療養補償給付は治療の現物給付であり、労災保険指定病院で治療を受ける場合には治療費はかかりません。ただし、労災指定病院以外で受診した場合、一時的に被災労働者が費用を支払い、その額を労災請求した後、現金支給されることとなります。

次に、業務災害等により賃金を受けることが出来ない期間の賃金を補償する制度として「**休業補償給付**」が一定の要件の下で支給されることとなります。

交通事故等の場合

従業員が業務中の移動や通勤上で交通事故に遭った場合等、第三者の行為などによって生じたものを「**第三者行為災害**」といいます。この場合、被災した従業員は第三者に対する損害賠償請求権と労災保険に対する給付請求権を取得することとなります。ただし、同一の事由について両者から重複して補償を受けるとなると実際の損害額より多くの支払いを受けることになり不合理な結果となります。よって、

この場合、労災保険の給付と民事損害賠償との支給調整が行われることとなります。（[労災保険「第三者行為災害のしおり](#)」ご参照）

注意点▶第三者（相手方）との示談について

不用意に示談をすると労災保険給付を受けられなくなったり、すでに受けていた労災保険給付を回収されたりなど、思わぬ損失を被る場合があります。労災保険を請求する際には「**念書**」の提出を求められ、示談について注意を促されます。不幸な事故が起きないように使用者として安全研修などを行うことも大変重要ですね。